

太陽光発電設備等共同購入事業 支援事業者募集要項

1 事業名称

太陽光発電設備等共同購入事業

2 事業の目的

さいたま市（以下「本市」という。）では、ゼロカーボンシティの実現に向け、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでいる。

今回募集する「太陽光発電設備等共同購入事業」（以下「本事業」という。）は、市民に対し、太陽光発電設備等の購入希望者（以下「購入希望者」という。）を募り、購入しやすい機会を提供することにより、購入機会を拡大するとともに、再生可能エネルギーの普及拡大を図ることを目的としている。

本要項は、本市が共同で本事業を実施する事業者を募集及び選定するにあたって、必要な事項を定めるものである。

3 募集概要

（1）募集スケジュール

- | | |
|-------------------|----------|
| ・ 参加表明書・企画提案書募集開始 | 2月19日（水） |
| ・ 参加表明書・企画提案書提出締切 | 3月 5日（水） |
| ・ 事業者の審査（企画提案書審査） | 3月 6日（木） |
| ・ 事業者の決定 | 3月中旬予定 |
| ・ 協定締結 | 3月下旬予定 |

（2）事業概要

「8（3）選定手続」により企画提案書が採択され、本事業を実施することが決定した事業者（以下「支援事業者」という。）は、本市と協定を締結した上で、購入希望者と施工事業者を仲介するための体制を整え、別添「太陽光発電設備等共同購入事業 業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり業務を実施することとする。

なお、本事業に要する経費は、支援事業者が負担するものとする。

（3）協定の締結

本市と支援事業者は、本事業を円滑かつ確実に実施するため、役割分担、実施条件、有効期間等を定めた協定を締結する。

（4）協定の有効期間

協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。

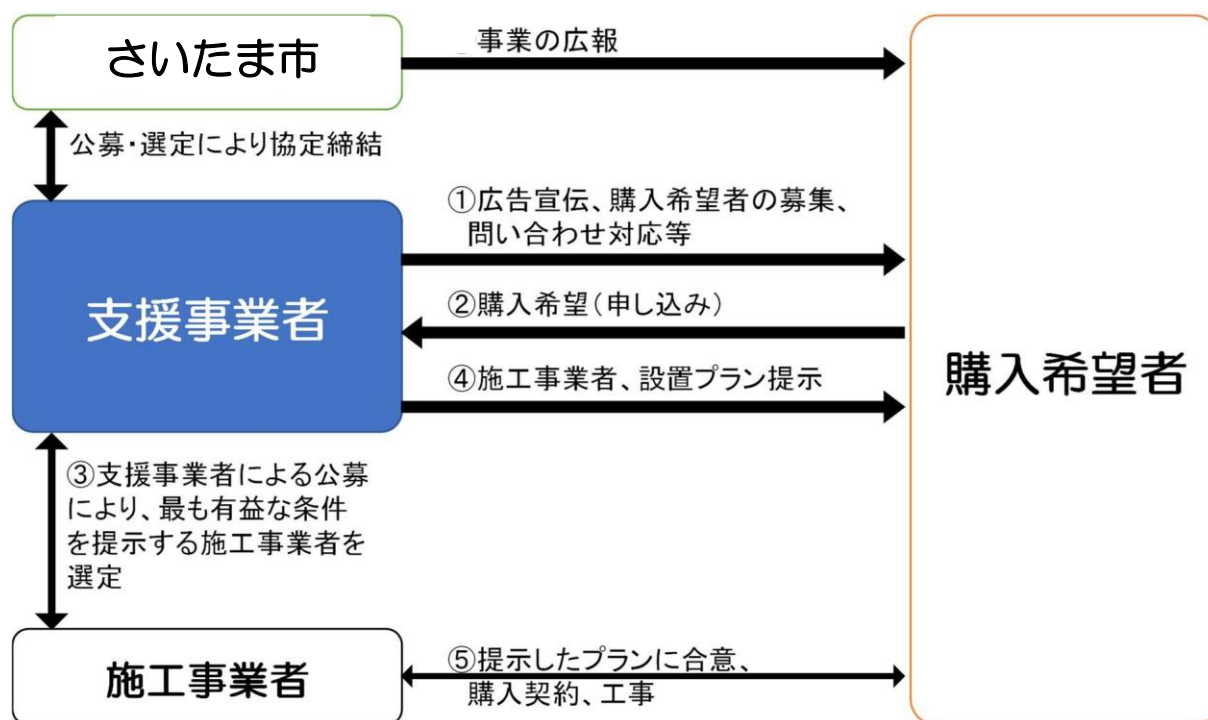
ただし、本事業の実績等を勘案し、期間満了の一箇月前までにいずれの当

事者からも書面による協定終了の申出がないときは、同協定と同一条件で一年間延長することとし、以後も同様とする。

(5) 業務の流れ

- ① 支援事業者は、本市と連携して広告宣伝を行い、購入希望者を募集すると共に、問合せ等に対応する。
- ② 支援事業者は、申し込みのあった購入希望者数等を集約する。
- ③ 支援事業者は、事前に設定した施工能力等の要件を満たした施工事業者を公募し、購入希望者にとって最も有益な条件を提示した事業者を施工事業者として選定する。
- ④ 支援事業者は、施工事業者の決定後、購入希望者に対し施工事業者と料金等を含む設置プランを示し、購入意思の確認を行う。
- ⑤ 施工事業者は購入を決めた購入希望者と契約を結ぶ。

【本事業の概略図】



4 応募資格

提案できる者は、次の要件を全て満たす法人又は複数の法人が共同する共同事業体とする。なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。

- (2) 本要項に示す業務を履行する能力を有すること。
- (3) 本事業と同種又は類似の事業実績があること
- (4) 市税その他の租税を滞納していないこと。
※市内に事務所を有しない法人については、主たる事務所の所在地の市税に読み替える。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (6) 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募していないこと。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期間

令和7年2月19日（水）から令和7年3月3日（月）午後5時まで

(2) 提出方法・様式

電子メール（zerocarbon-suishinsenryaku@city.saitama.lg.jp）にて、様式1 質問書を添付ファイルとして送付すること。

件名には、「共同購入事業質問 ○○株式会社」と記載すること。

(3) 回答

本市からの回答は、令和7年3月4日（火）までに、質問者を非公表として市ホームページへ掲載する。

6 応募書類の提出

(1) 提出期間

令和7年2月19日（水）から令和7年3月5日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（zerocarbon-suishinsenryaku@city.saitama.lg.jp）にて受付を行う。

(3) 提出書類

ア 様式2 参加表明書兼誓約書

イ 会社概要（A4用紙、様式自由）

会社名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織図、特記事項等

ウ 様式3 企画提案書（添付書類はA4用紙に10枚以内、図や写真等挿入可）

なお、「7 企画提案書の作成」に掲げる項目について、本業務の提案内容を具体的に記載すること。

- エ 登記簿謄本（発行後 3 箇月以内の原本に限る。）
- オ 納税証明書（発行後 3 箇月以内の原本に限る。）
- カ 過去 2 会計年度の損益計算書及び貸借対照表（写し）

（４）応募書類の無効

次に掲げる内容に該当するときは、その応募者が提出した応募書類を無効とし、選定の対象外とする。

- ア 「４ 応募資格」に掲げる資格のない者が応募書類を提出した場合。
- イ 応募書類に虚偽の内容が記載されていた場合。

（５）その他

- ア 提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却しないものとする。
- イ 応募書類提出後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

7 企画提案書の作成

本事業への応募者は、仕様書及び選定基準を参考に、次に掲げる項目を記載した企画提案書を作成すること。

- （１）実施体制
- （２）広告宣伝、購入希望者の募集手法
- （３）施工事業者の応募条件、選定基準と選定の手順
- （４）購入者への説明や問合せ及び苦情時の対応方法
- （５）施工監理・検査
- （６）市内事業者への配慮
- （７）本事業と同種又は類似の事業実績

8 選定方法

（１）選定委員会の設置

本事業を実施する支援事業者を選定するため、太陽光発電設備等共同購入事業支援事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

なお、選定委員会は非公開とする。

（２）選定委員会の開催日

令和 7 年 3 月 6 日（木）（予定）

（３）選定手続

選定委員会は、「９ 選定基準」に基づき、提出された応募書類等の内容について評価を行い、委員一人当たりの評価点数が一定点数（27 点）以上、かつ全委員の評価点の合計が最も高い事業者を優先交渉権一位として決定する。

なお、点数が同点となった場合、次の方法により順位を決定する。

- (a) 「実施体制」の点数が最も高い提案者を上位とする。
- (b) (a) も同点の場合は、「市内事業者への配慮」の合計点の点数が高い

提案者を上位とする。

(c) (b)も同点の場合は、「施工事業者の応募条件、選定基準と選定の手順」の合計点の点数が高い提案者を上位とする。

(d) (c)も同点の場合は、くじ引きで順位を決定する。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、メール又は書面により通知するほか、本市ホームページにおいても公表する。

9 選定基準

項番	評価項目	評価の観点	配点
1	実施体制	本事業を効率的かつ有効に実施できる体制がとられているか。	10
2	広告宣伝、購入希望者の募集手法	本市の負担を考慮した、効果的、効率的な手法がとられているか。	5
3	施工事業者の応募条件、選定基準と選定の手順	施工事業者の募集及び選定基準を具体的に設けているか。また、選定手順において、透明性・中立性が確保された手法がとられているか。	10
4	購入者への説明や問合せ及び苦情時の対応方法	施工事業者が購入者に対して、適切な説明がなされるか。また、問合せ、苦情に対応できる体制となっているか。	5
5	施工監理・検査	太陽光発電設備、蓄電池を安全かつ確実に設置するために、施工監理や検査がなされるか。	5
6	市内事業者への配慮	さいたま市内に営業所・事業所を有する事業者に対して、配慮がなされているか。	10
計			45

10 その他

- (1) 全ての応募書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本事業における協定は、令和7年度予算の議決を条件として成立する。